

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

3 0 問 2 時間 3 0 分

A－1 次の記述は、電波法に定める用語の定義について述べたものである。電波法（第 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の B を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線局」とは、無線設備及び C を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	3 0 0 0 万メガヘルツ	信号	無線設備の操作
2	3 0 0 万メガヘルツ	音響	無線設備の操作
3	3 0 0 万メガヘルツ	信号	無線設備の操作並びにその監督
4	3 0 0 0 万メガヘルツ	音響	無線設備の操作並びにその監督

A－2 次の記述は、無線局の免許の有効期間等について述べたものである。電波法（第 1 3 条）及び無線局免許手続規則（第 1 8 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A 内において総務省令で定める。ただし、 B を妨げない。
- ② B の申請は、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。

	A	B	C
1	5 年を超えない範囲	有効期間の延長	1 箇月以上 1 年
2	1 0 年を超えない範囲	再免許	1 箇月以上 1 年
3	1 0 年を超えない範囲	有効期間の延長	1 箇月以上 6 箇月
4	5 年を超えない範囲	再免許	1 箇月以上 6 箇月

A－3 無線局の無線設備の設置場所の変更に関する次の記述のうち、電波法（第 1 7 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、無線設備の設置場所を変更したときは、その変更について電波法第 2 4 条の 2（検査等事業者の登録）第 1 項の登録を受けた者が行った点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 2 免許人は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 免許人は、無線設備の設置場所を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 免許人は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A－4 次の記述は、周波数の許容偏差について述べたものである。電波法施行規則（第 2 条）及び無線設備規則（第 5 条及び別表第 1 号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の A の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、 B で表す。
- ② 1, 6 0 6. 5 k H z を超え 4, 0 0 0 k H z 以下の周波数の電波を使用するアマチュア局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は C とする。

	A	B	C
1	搬送周波数	1 0 0 万分率	1 0 0 万分の 5 0 0
2	搬送周波数	1 0 0 万分率又はヘルツ	1 0 0 万分の 1 0 0
3	特性周波数	1 0 0 万分率又はヘルツ	1 0 0 万分の 5 0 0
4	特性周波数	1 0 0 万分率	1 0 0 万分の 1 0 0

A－5 アマチュア無線局の廃止、免許の失効の記録及び電波の発射の防止に関する次の記述のうち、電波法（第22条、第23条、第24条及び第78条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- 3 免許がその効力を失ったときは、総務大臣は、当該免許に係る免許記録にその旨を記録しなければならない。
- 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく無線設備の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置をできる限り講じなければならない。

A－6 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 2 周波数の偏差及び安定度等
- 3 周波数の安定度及び幅、空中線電力の偏差等
- 4 周波数の安定度、空中線電力の偏差等

A－7 次の記述は、「スプリアス発射」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「スプリアス発射」とは、 A における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することが B をいい、 C 、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

A	B	C
1 必要周波数帯外	できないもの	高調波発射
2 必要周波数帯外	できるもの	高調波発射、低調波発射
3 指定周波数帯内	できないもの	高調波発射、低調波発射
4 指定周波数帯内	できるもの	高調波発射

A－8 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性に該当しないものはどれか。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主^{ふく}輻射方向及び副^{ふく}輻射方向
- 2 水平面の主^{ふく}輻射の角度の幅
- 3 空中線の利得及び能率
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

A－9 次の記述は、アマチュア局の無線電信通信における呼出しの簡易化について述べたものである。無線局運用規則（第20条、第126条の2及び第261条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 空中線電力 A ワット以下の無線設備を使用して呼出しを行う場合において、 B と認められるときは、呼出事項のうち、 C の送信を省略することができる。
- ② ①により C の送信を省略した無線局は、その通信中少なくとも1回以上自局の呼出符号を送信しなければならない。

A	B	C
1 50	他の通信に混信を与えるおそれがない	相手局の呼出符号及びDE
2 50	確実に連絡の設定ができる	DE及び自局の呼出符号
3 10	確実に連絡の設定ができる	相手局の呼出符号及びDE
4 10	他の通信に混信を与えるおそれがない	DE及び自局の呼出符号

A－10 次の記述は、虚偽の通信を発した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第 1 0 6 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、 に処する。

- 1 2 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金
- 2 1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金
- 3 3 年以下の拘禁刑又は 1 5 0 万円以下の罰金
- 4 6 月以下の拘禁刑又は 3 0 万円以下の罰金

A－11 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第 1 4 条、第 1 8 条及び第 2 6 条並びに別表第 4 号）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出しが反覆され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A－12 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第 1 9 条の 2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第 7 4 条（非常の場合の無線通信）第 1 項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 2 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、できる限り速やかに連絡を設定するための呼出しを行い、連絡設定後は、混信を与えるおそれのない電波により通信を行わなければならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、空中線電力を低減して呼出しをしなければならない。
- 4 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、少なくとも 3 分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。

A－13 次の記述は、無線電信通信における非常の場合の無線通信の前置符号について述べたものである。無線局運用規則（第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 3 1 条及び第 2 6 1 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号とそのモールス符号の組合せが適合するものを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

電波法第 7 4 条（非常の場合の無線通信）第 1 項に規定する通信において連絡を設定するための呼出し又は応答は、呼出事項又は応答事項に「 」 3 回を前置して行うものとする。

略符号	モールス符号
1 <u>OSO</u>	---- . . . ----
2 <u>OSO</u>	. . . ---- . . .
3 EXZ	. - . . - . - - .
4 EXZ	. - . . - - - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－14 次の記述は、無線電信通信における応答について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第23条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ略符号を表すモールス符号が入るものとする。

- ① 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- ② ①の応答は、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項（以下「応答事項」という。）によって行うものとする。
(1) 相手局の呼出符号 3回以下（海上移動業務にあつては2回以下） (2) DE 1回 (3) 自局の呼出符号 1回
- ③ ②の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「 A 」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「 A 」の代わりに「 B 」及び分で表す概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

	A	B
1	— . . —	. — . . .
2	— . . —	. — —
3	— . —	. — —
4	— . —	. — . . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－15 次の無線電信通信における略符号を表すモールス符号のうち、「送信の終了符号」を示す略符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 . — . — .
- 2 — . . . — . —
- 3 — — — — . — .
- 4 — . — . . — . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－16 次の無線電信通信における略符号を表すモールス符号のうち、「受信しました。」を示す略符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 . . . — . —
- 2 . — .
- 3 — . — . . — . — —
- 4 — . . . —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－17 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を A する無線局の免許人に対し、 B ことを C ことができる。

	A	B	C
1	所有	1箇月以内の期間を定めて無線局の運用を停止する	命ずる
2	使用	1箇月以内の期間を定めて無線局の運用を停止する	勧告する
3	所有	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべき	勧告する
4	使用	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべき	命ずる

A－18 非常の場合の無線通信に関する次の記述のうち、電波法（第74条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、重要無線通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- 2 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- 3 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、重要無線通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線従事者に行わせることができる。
- 4 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線従事者に行わせることができる。

A－19 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 総務大臣は、免許人が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き 以上休止したとき。
 - (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
 - (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項等の変更若しくは無線設備の変更の工事の許可を受け、又は電波の型式、周波数、空中線電力等の指定の変更を行わせたとき。
 - (4) 電波法第76条第1項の無線局の運用の停止の命令又は運用許容時間、 の制限に従わないとき。
 - (5) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6月	周波数若しくは空中線電力	2年
2	6月	電波の型式若しくは周波数	3年
3	3月	電波の型式若しくは周波数	2年
4	3月	周波数若しくは空中線電力	3年

A－20 アマチュア無線局における総務大臣への報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定の定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 3 無線局の免許人は、有害な混信を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 無線局の免許人は、無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A－21 次に掲げる周波数帯のうち、無線通信規則に定めるところによりアマチュア業務へ分配されている周波数帯に該当しないものはどれか。無線通信規則（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 10,100kHz～10,150kHz
- 2 14,000kHz～14,350kHz
- 3 18,068kHz～18,168kHz
- 4 23,350kHz～24,000kHz

A－22 次の記述は「有害な混信」の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は A に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを B し若しくは妨害する混信をいう。

- | A | B |
|-------------|--------|
| 1 無線通信規則 | 反覆的に中断 |
| 2 局が属する国の法令 | 意図的に干渉 |
| 3 局が属する国の法令 | 反覆的に中断 |
| 4 無線通信規則 | 意図的に干渉 |

A－23 次の記述は、アマチュア局の最大電力等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局の最大電力は、 A が定めなければならない。
- ② 主管庁は、アマチュア局を運用するための許可書を得ようとする者にモールス信号によって文を B 能力を実証させるべきかどうかを決定しなければならない。
- ③ アマチュア局は、その伝送中 C 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

- | A | B | C |
|------------|------------|--------|
| 1 関係主管庁 | 受信する | 30分ごとに |
| 2 国際電気通信連合 | 受信する | 短い間隔で |
| 3 関係主管庁 | 送信し、及び受信する | 短い間隔で |
| 4 国際電気通信連合 | 送信し、及び受信する | 30分ごとに |

A－24 無線局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信機から輻射するエネルギーは、他局に有害な混信を生じさせてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 3 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

B－1 次に掲げる電波法（第6条）に定める免許申請書に添付する書類の記載事項のうち、無線局免許手続規則（第15条）の規定に照らし、アマチュア局（注）の免許を申請しようとするときに記載を省略することができるものを1、記載を省略することができないものを2として解答せよ。

注 人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。

- ア 無線局の目的
- イ 開設を必要とする理由
- ウ 通信事項
- エ 通信の相手方
- オ 希望する運用許容時間

B－2 送信空中線の型式及び構成等が適合しなければならない条件に関する次の事項のうち、無線設備規則（第20条）の規定に照らし、この規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 整合が十分であること。
- イ 空中線の近傍にある物体による影響を受けないものであること。
- ウ 満足な指向特性が得られること。
- エ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- オ 移動する無線局の空中線は、實際上起こりうる振動又は衝撃によってもその性能を維持するものであること。

B－3 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

ア 法律に別段の定めがある場合を除くほか、 イ の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその ウ 若しくは内容を エ 、又はこれを オ はならない。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 無線従事者は | 2 存在 |
| 3 公表し | 4 不特定 |
| 5 他人の用に供して | 6 何人も |
| 7 周波数 | 8 漏らし |
| 9 特定 | 10 ^{もつ} 窃用して |

B－4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア VTDRFOGEA	...- - -... .-. .-. - - - . . -
イ JILMBZAQS	---- . . -... - - -... - - . - . - . . .
ウ LWCKTSURN	 - - -... -... -... - - . - -
エ IRTORDYKF	. . . - . - - - . - - -... - - - -... - . - . . -
オ GHNQTKCHU	- - - . . - . - - - -... -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－5 次の記述は、免許等を要しない無線局（注）及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。

総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備が発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が に 障害を与えるときは、その設備の 又は占有者に対し、その障害を するために必要な措置をとるべきことを ことができる。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 継続的かつ重大な | 2 重要無線通信を行う無線局の運用 |
| 3 運用者 | 4 所有者 |
| 5 除去 | 6 有害な |
| 7 他の無線設備の機能 | 8 命ずる |
| 9 勧告する | 10 防止 |

B－6 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 混信を避けるために、送信局の及び、業務の性質上可能な場合には、受信局のは、特に注意して選定しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、のアンテナの利点をできる限り利用して、にしなければならない。

- | | |
|------------------|-------------|
| 1 最小 | 2 長時間の伝送 |
| 3 無線通信規則に定めのない略語 | 4 無線設備 |
| 5 指向性 | 6 最大 |
| 7 不要な伝送 | 8 識別表示のない信号 |
| 9 位置 | 10 高利得 |